



TOKIO MARINE
ASSET MGT

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2025年6月24日

東京海上・円建て投資適格債券ファンド (毎月決算型)

愛称: 円債くん

追加型投信/国内/債券



❗ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

照会先

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016 受付時間: 営業日の9時~17時

受託会社 ファンドの財産の保管・管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

みんなの文字®

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産(投資信託証券(債券(社債)))	年12回(毎月)	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行う「東京海上・円建て投資適格債券ファンド(毎月決算型)」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月23日に関東財務局長に提出しており、2025年6月24日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2025年3月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月9日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆7,161億円



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1

円建ての社債を中心に投資します。

- 実質的に、わが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- 日本円で発行する債券に投資を行いますので、為替変動リスクがありません。

<投資する債券の範囲>

- 主としてわが国の法人が発行する円建ての社債(金融機関劣後債、生保基金債等を含みます。)を中心に投資を行います。
- ポートフォリオ利回り向上のため、社債以外の円建ての債券等にも幅広く投資を行う場合があります。
- 流動性確保の観点から、国債や地方債等に投資を行う場合があります。

金融機関劣後債

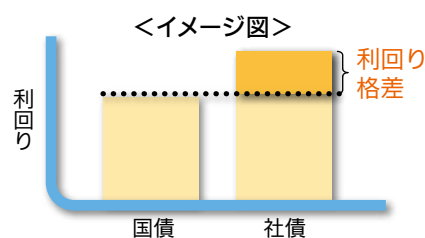
銀行の自己資本比率を高めることを目的に発行される債券で、一般の債権者よりも債務弁済の順位が劣る社債のことです。

生保基金債

生命保険会社の基金(株式会社という資本金)を裏づけとして発行される証券のことです。

社債の利回りについて

- 一般的に、発行体(企業等)の信用度や市場での流動性等のリスクが、国債と社債の利回り格差になります。
- 発行体の信用度の違い等に応じて、利回り格差は異なります。



次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等



ファンドの目的・特色

2

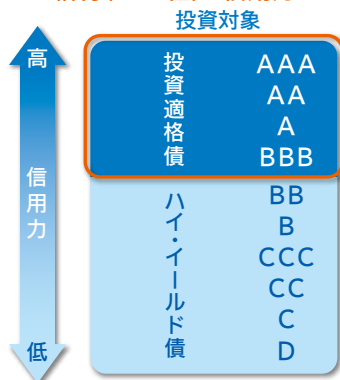
投資する債券は投資適格の債券とします。

- 投資する債券は、取得時において投資適格相当以上の格付を取得している債券*1、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券*2を投資対象とします。

*1 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社（2025年3月現在）のいずれかからBBB格相当以上の格付を取得しているもの

*2 無格付の地方債・政府保証債等

<格付(S&P社)と信用力>



格付について

- 格付機関が金融機関を含めた社債等の発行会社について、債務の支払能力等を評価するものです。
- 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に安全であると評価されている債券で、S&P社等の格付機関により、BBB格以上と格付けされた債券のことを指します。また、BB格以下と格付けされた債券はハイ・イールド債と呼ばれています。

3

残存年限の異なる債券に分散投資します。

- ファンドでは、投資する債券の残存年限を幅広く分散させることにより、できる限り金利変動リスクを平均化させ、安定した収益の確保をめざします。

※一般的に、残存期間が長い債券ほど金利変動時の価格変動が大きくなる傾向にあります。



※なお、残存期間が20年超の債券にも投資する場合があります。

次ページへ続く

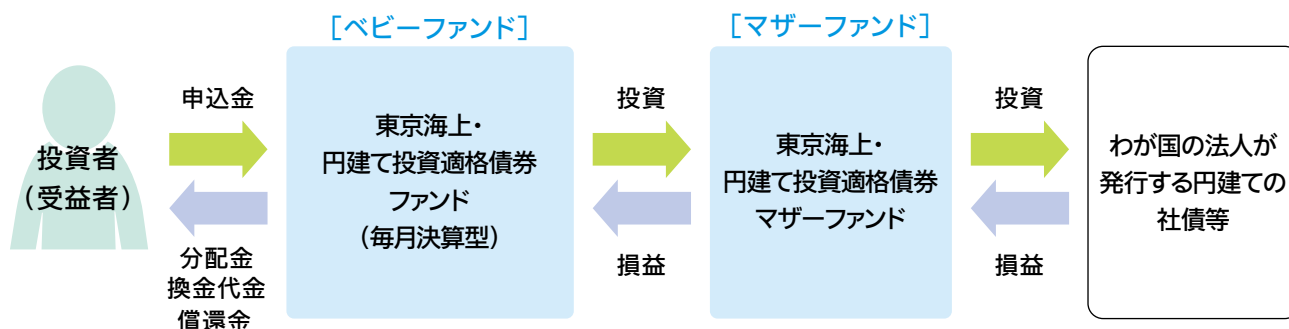
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 (ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。)
外貨建資産	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

◎毎月決算を行います。

- 毎月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配にあたっては、原則として毎決算時に安定した分配を継続的に行うことをめざすものとし、収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

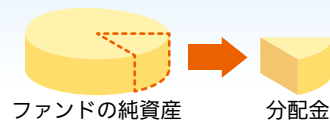


ファンドの目的・特色

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

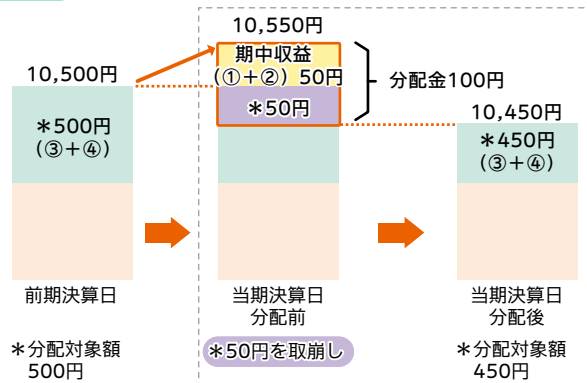
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

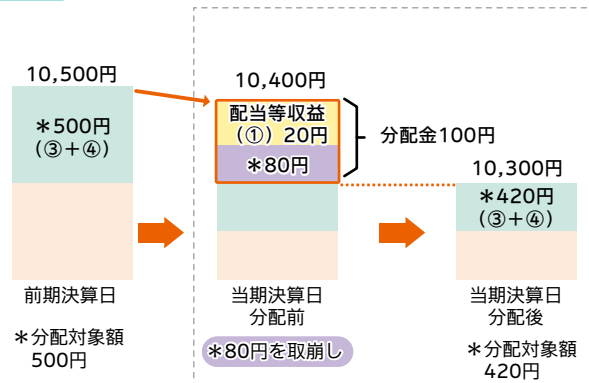
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



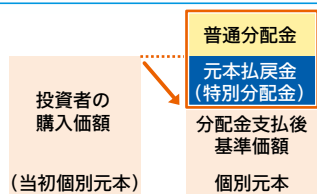
ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



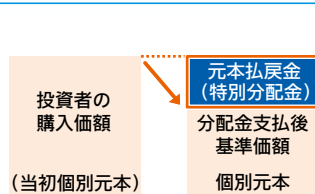
① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

金 利 変 動 リ ス ク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信 用 リ ス ク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流 動 性 リ ス ク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
劣 後 債 等 固 有 の リ ス ク	劣後債はデフォルトが生じた場合、元利金の支払順位が一般の社債よりも低い社債です。繰上償還条項が設定されている劣後債等が、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。 また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化等により、支払いが繰り延べられる可能性があります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。



投資リスク

リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



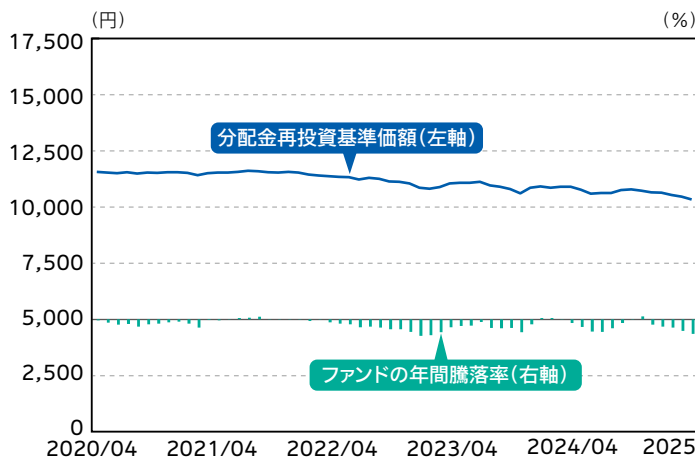
投資リスク

参考情報

2020年4月～2025年3月

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

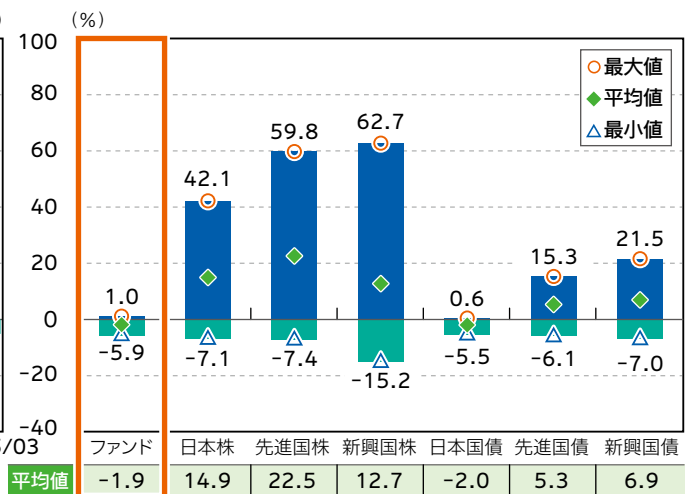


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下、J P Xといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI (国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

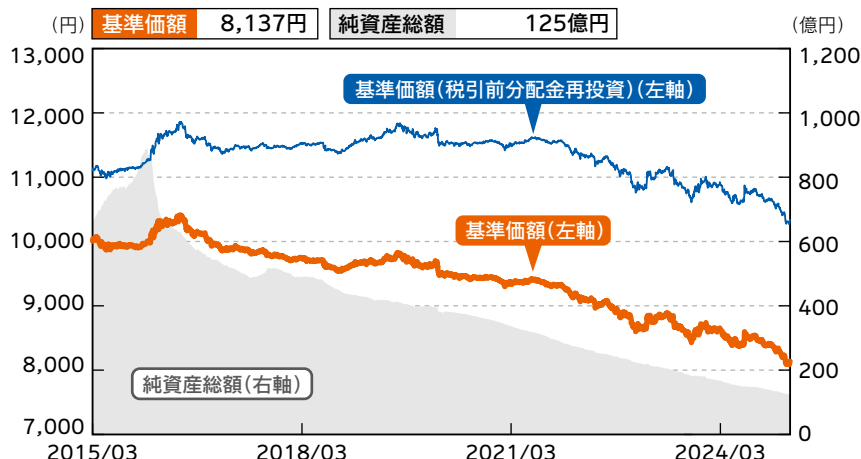
手続・手数料等



運用実績

基準日：2025年3月31日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2010年5月28日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金	決算期	分配金
2024/04	5円	2024/11	5円
2024/05	5円	2024/12	5円
2024/06	5円	2025/01	5円
2024/07	5円	2025/02	2円
2024/08	5円	2025/03	2円
2024/09	5円		
2024/10	5円	設定来累計	2,331円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

債券種別構成

種別	比率
国債	4.6%
うち物価連動国債	0.4%
地方債	14.1%
政府保証債	2.4%
金融債	—
事業債	77.5%
うち劣後債	8.0%
円建外債	—
MBS・ABS	0.3%
短期金融資産等	1.0%
合計	100.0%

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

保有債券の属性情報

残存期間	9.59年
修正デュレーション	8.79
クーポン	1.03%
最終利回り（複利）	1.82%
直接利回り	1.10%
平均格付	AA-

※各保有債券の数値を加重平均した値です。

※保有債券の時価総額を基に計算しています。

※途中償還等を考慮して計算しています。

※修正デュレーションとは、金利がある一定割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標であり、その値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しています。

※平均格付は、格付毎に点数化し、加重平均した結果を四捨五入して表示しており、ファンドの格付ではありません。また、保有債券のうち、格付が取得できない場合は、除外して計算しています。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



運用実績

基準日: 2025年3月31日

残存年限別構成

残存年限	比率
5年未満	29.2%
5年以上10年未満	28.7%
10年以上15年未満	20.5%
15年以上20年未満	20.6%
20年以上	—

※途中償還等を考慮して計算しています。

※比率は、純資産総額に占める割合です。

格付別構成

格付	比率
AAA格	9.8%
AA格	49.6%
A格	33.6%
BBB格	0.1%
その他	6.9%

※比率は、保有債券の時価総額に占める割合です。

※格付は、Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社のうち、上位のものを使用しており、+・-等の符号は省略して表示しています。

※その他は、東京海上アセットマネジメントが投資適格相当とみなしている無格付の地方債等です。

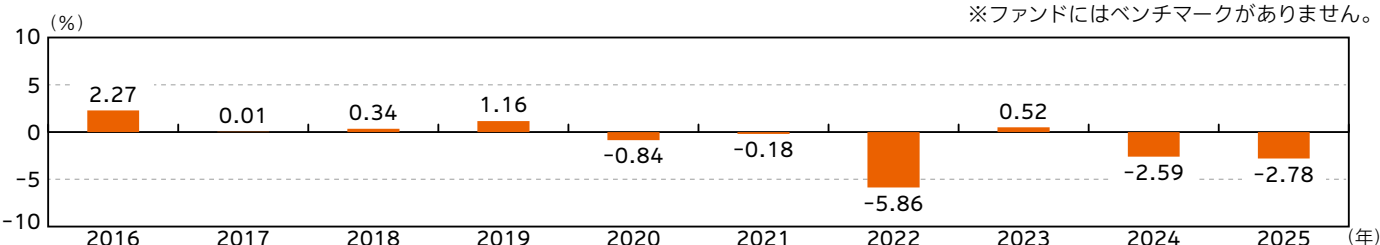
組入上位10銘柄

組入銘柄数: 645銘柄

	銘柄	クーポン	償還日	比率
1	第28回株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債(劣後)	1.412%	2033/07/13	0.5%
2	第27回利付国債(物価連動・10年)	0.005%	2032/03/10	0.4%
3	第5回AGC株式会社無担保社債	1.825%	2035/03/05	0.4%
4	第34回NTTファイナンス株式会社無担保社債	1.476%	2034/03/17	0.4%
5	第24回麒麟ホールディングス株式会社無担保社債	1.318%	2033/10/26	0.4%
6	第454回中国電力株式会社社債	1.340%	2033/10/25	0.4%
7	第41回ソニーグループ株式会社無担保社債	1.001%	2034/03/07	0.4%
8	第25回積水ハウス株式会社無担保社債	1.351%	2032/02/13	0.4%
9	第37回株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(劣後)	1.303%	2035/01/18	0.4%
10	第28回旭化成株式会社無担保社債	1.066%	2031/12/03	0.4%

※比率は、純資産総額に占める割合です。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等



手続・手数料等

お申込みメモ



購入時

購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。



換金時

換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。



申込みに
ついて

申込締切時間	原則として午後3時までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の 申込期間	2025年6月24日から2025年12月23日まで ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 および取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金 のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込み の受付を取り消すことがあります。
購入・換金 申込不可日	ありません。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用
実績

手続・
手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等



その他

信託期間	無期限（2010年5月28日設定）
繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月23日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。
運用報告書	3月・9月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入価額に対して以下の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。					
購入時手数料	<table><tr><th>料率</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td><u>上限</u> <u>1.1%（税抜1%）</u></td><td>商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。</td></tr></table>	料率	役務の内容	<u>上限</u> <u>1.1%（税抜1%）</u>	商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。
	料率	役務の内容			
<u>上限</u> <u>1.1%（税抜1%）</u>	商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。				
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。					
※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。					
信託財産留保額	ありません。				

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。				
	新発10年固定利付国債の 利回り	信託報酬率	支払先および配分（税抜）		
			委託会社	販売会社	受託会社
	3%未満の場合	年率0.572% (税抜0.52%)	年率 0.25%	年率 0.25%	年率 0.02%
	3%以上4%未満の場合	年率0.682% (税抜0.62%)	年率 0.3%	年率 0.3%	年率 0.02%
	4%以上5%未満の場合	年率0.792% (税抜0.72%)	年率 0.35%	年率 0.35%	年率 0.02%
	5%以上の場合	年率0.902% (税抜0.82%)	年率 0.4%	年率 0.4%	年率 0.02%
		支払先	役務の内容		
		委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価		
		販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価		
		受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価		



手続・手数料等

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年66万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※「ファンドの費用」に記載する手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税、復興特別所得税 および地方税

配当所得として課税
普通分配金に対して20.315%

換金（解約）・償還時

所得税、復興特別所得税 および地方税

譲渡所得として課税
換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年9月25日～2025年3月24日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.56%	0.56%	0.00%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。